先着順

中小企業の経営者の方は必見!

消費税「インボイス制度」について 「個別相談会のご案内 「関係を表現る」 「一般を表現る。」 「一般を

もうご準備はできていますか?

免税事業者の方は早めの対策が必要です!

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この制度について税理士による個別相談会を実施いたします。普段疑問に思っていることや、お悩み等を解決されませんか。こちらの相談会は無料となっております。お気軽にご利用ください。



◆開催日時 **令和4年5月12日(木)、5月13日(金)、6月8日(水)、6月9日(木)**

※こちらは完全予約制となり、先着順とさせていただきます。相談時間は1事業所60分までとさせていただきます。

- ◆会 場 鹿島商工会館 3階小会議室【鹿島市大字高津原4296-41】
- ◆講師 池田 健一氏【税理士】
- ◆参加費無料
- ◆主 催 鹿島商工会議所 **Ⅲ** 0954-63-3231
- ◆申込方法 下記の必要事項にご記入の上、FAXにてお申し込みください。



◆鹿島商工会議所 行

令和 4 年

月

 \Box

「インボイス制度」個別相談会 申込書

FAX 0954-63-3235

事業所名			
電話番号		ご担当者	
相談ご希望 日時	□5月12日(木) □5月13日(金) □6月8日(水) □6月9日(木) □10:30~ □13:00~ □14:30~ □16:00~ ※いずれの日時に☑をいれてください。ご希望に添えない場合もございます。		

※ご記入いただいた個人情報等は、本相談会目的のみに使用いたします。
詳細については鹿島商工会議所 TEL:0954-63-3231 までお問い合わせください。